

審査基準

令和元年12月26日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第3条第1項
処分の概要：古物商の許可
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め： 古物営業法第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1条の2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 第1条の3（許可の申請） 第2条（古物の区分）
審査基準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：40日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問い合わせ先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備考：